

「規制緩和に関する論点公開」に対する共同意見書

青年法律家協会弁護士・学者合同部会
全国青年司法書士協議会
全国青年税理士連盟

私たちは、市民に法律サービスを提供することを業とする、全国の弁護士・司法書士・税理士で構成する団体です。

このたび、平成10年9月22日に公表された「規制緩和に関する論点公開」の中の第65項目「横断的検討『資格制度』」の論点3と論点5について、以下のような基本的認識に基づいて個別的意见を述べますので、趣旨を十分ご理解頂き今後の議論にお役立ていただきたくお願いいたします。

わが国においては、民主権の下、私的自治に基づく自由な契約社会が形成され、国民はだれでも高度に複雑な法律関係に関与しなくてはならない場合があります。十分な専門知識がなくとも、国民は自分一人で自己の生存権や財産権を十分に守りきることができない状況に追い込まれることもあります。それゆえ、国家はその存立の基盤である国民生活の法的安定性を国民から求められているので、そのような国民の要求に応えるため、高度な注意義務を負って特定の専門技能の提供を行うことができる職業専門家としての国家資格制度が制定されているわけです。

したがって、社会の機構や環境が複雑に変化することに伴って、国民の要求する専門技能も複雑に細分化されるのは民主主義の維持発展のためにはやむをえないことであると考えざるをえません。国民は、職業専門家の特定の領域における高度な専門技能を信頼して業務を依頼し、安心して多くの複雑な法的関係の当事者となって社会生活を営み、市場経済社会のいろいろな恩恵を受けることができます。

このように、公的な国家資格制度は民主主義社会を維持発展させるために必要不可欠のものであると考えられますから、民主的な市場経済社会での国民の積極的な関わりを促進し国家の経済発展をめざすためには、それぞれの公的資格が真に国民から信頼されるものであることが維持されなくてはなりません。すなわち、単に意欲や能力があればだれにでも高度な専門業務をさせて良いとは言えないのです。高度な専門知識と共に幅広い社会常識・教養知識が伴わなくてはそれぞれの公的資格者に課せられた社会的使命と職責を果たすことはできません。常に大いなる意欲を持ち、時代の要請にかなった能力を維持し、使命と職責を果たすための強固な倫理観を備えてはじめて国民はそのような人を有資格者として信頼に足るものと認めるのでしよう。規制緩和の大義名分の下に信頼に足るかどうかが分からない者にまで専門業務を安易に任せるとは、かえって国民の民主主義社会における市場経済の維持発展の妨げになるのではないでしようか。

「論点3 受験資格要件の見直し」について

題名は「受験資格要件の見直し」となっていますが、「あわせて」以降は、関連職務経験者の資格取得についての優遇措置のことを取り上げています。

1. 受験資格要件について

公的資格の中でも、弁護士・司法書士・税理士などの特に法的なサービスを提供する業務を行う公的資格については、その専門分野の知識と業務処理能力と共に、その職務の社会における意義を明確に認識して職業倫理観を確立するための幅広い一般教養や社会常識を備えなければそれぞれの公的資格者に課せられた使命と職責を果たすことができないと考えられます。依頼者の相談・依頼の内容を正しく認識し、的確な業務提供のできる職業専門家たりうるには、資格取得にあたってそのようないわゆる「適性」を有しているかどうかの検証がなされなければならぬと考えられます。

したがって、そのような一般教養・知識の検証が、国家試験で行われるべきか一定の学歴や職歴・実務経験に委ねられるべきかは、個々の公的資格の使命と職責にふさわしい検証のしかたは何なのであるかということを個別に検討し尽くさなければなりません。

受験資格要件のある資格については、ふさわしい検証の在り方を十分議論した上で、個々の公的資格ごとに見直すべきかどうか検討していただきたいと思えます。

2. 関連職務経験者の資格取得について

「許容範囲について見直す」という表記の意味するところが不明ですが、規制緩和を参入規制撤廃の観点から見ると、許容範囲を広げるということを意味するのでしょうか。論点整理にある「人々の意欲・能力を有効に生かす」ということからすると、関連職務経験者に意欲と能力があれば資格をどんどんと与えようというようにも考えられます。

論点の説明にもある通り、「資格取得のための試験は、競争試験と異なり一定の水準を満たす者を合格させるべきものである」ということが本当に実行されているとしたら、国民はだれでも意欲と能力を持って受験をし、一定の成績を修めれば合格をすることができはらずで、関連職務経験者にだけ受験を免除する優遇措置を認める意味はなくなってしまう。

関連職務経験者については、一定の職歴を有するならば必要な実務処理能力を保有しているだろうという蓋然性があるものと考えられることが、その資格の使命と職責を全うするにふさわしい資質を有するかどうかということの検証（受験）を免除する根拠でしょうから、個々の資格の優遇措置についての合理性を十分議論して、その見直しを検討するべきです。その意味から、「資格認定基準を明文化し」「透明性・公平性を高める」のは当然だと思います。それがなされない資格については、このような優遇措置を直ちに廃止すべきでしょう。

弁護士・税理士・司法書士について言いますと、これらの公的資格者は、それぞれの職業分野について、依頼者である国民の権利や財産を擁護する立場で、ときには関連行政機関に対して専門的知識に基づいて対等に交渉しなければならぬことがあります。これに対し、行政事務経験者が資格取得について優遇されるという取り扱いについては、国民から見ると行政機関との人的な結び付きを利用した業務執行が容認されているかのようない透明なイメージを抱かれやすく、公的資格に対する国民の信頼を損なうことになりかねません。したがって、行政事務経験者について資格試験の例外を認めることはむしろ廃止ないし制限する方向で検討すべきです。

そして、行政事務経験者は自分が担当した特定部署に関しては専門的知識を有するとしても、公的資格者が資格試験を通じてその専門資格全般に関して総合的な資質を要求されていることに比べると、国民の幅広いニーズに十分に応えられない恐れもありましょう。このこともそれぞれの公的資格に対する国民の信頼を損なうことになりかねません。

したがって、行政事務経験者について何らかの優遇措置を残すとしても、担当した特定部署の業

務分野に限った配慮をするに止めるべきでありましょう。

「論点5 報酬規定等」について

これも、題名は「報酬規定等」となっていますが、前段は、資格者団体への強制入会のこととが、「また」以降の後段は、会則による報酬規定や広告規制のことが取り上げられています。

1. 登録・資格者団体への入会の合理性について

登録・入会制度が合理的かどうかの論点となるものは、行政改革委員会の「最終意見（平成9年12月12日）」の言うような、「限られた有資格者が特権意識を持ち、当該資格者による特殊なムラ社会が形成されがちで」「競争が排除され、サービスの質が低下し、価格が高止まりがちである」との認識によるものなのですが、果たしてそうでしょうか、はなはだ疑問であると言わざるをえません。さらに、同意見では、法律関係事務や法律に基づく書類作成・手続き等について業務独占規定を有する資格制度については、現行制度の制定当初に想定された業務独占の利点よりも、もはや弊害の方が大きいという傾向が強いと続いています。ここでは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代埋士、行政書士を例示しています。

私たちの、弁護士や司法書士や税理士の業界が「特殊なムラ社会」をいかに作っているのか、具体的な記述がなく、このような認識には現実味を感できません。譲って、事実としても、それはそれぞれの資格者社会の在り様の問題であって、「特殊なムラ社会」が市場経済社会を維持発展してゆくのに弊害となっている個々の資格者団体の運営方法を健全なものに改善させるべき問題でありましょう。これは、規制緩和による市場経済社会の活性化の論拠にはならないと思います。

先に述べましたように、公的資格制度は民主主義国家における市場経済社会の基本的骨組みの一つなものですから、その使命と職責を全うするために自己の能力を研鑽したり、倫理観を高揚してゆくのは個々の有資格者が日頃から努めなければならぬことは明らかです。しかしながら、めまぐるしい進歩発展を遂げている現代社会においては、有資格者に求められる利用者の要求は複雑化・高度化しているのも事実で、これに対処するためには何らかの手段で、有資格者に対して広範で迅速な情報収集による新しい専門知識を半強制的に取得させたり、同業者間での公正な自由競争を維持してゆくとため半強制的に規律を正してゆくことが必要になります。つまり、有資格者個人の努力だけに期待するわけにはゆかないのです。このように、自分たちの公的資格が社会的に有益なものであると国民から理解されるためには、有資格者による公的団体を設立して強制的に入会させるとは当然のことであると考えると考えられます。つまり、資格者団体が強制的に入会させた全会員に対して、研修等の情報提供によって個々の資格者の高度な資質の保持に努めたり、民主的な内部懲戒制度によって規律の維持や倫理観の保持を図ってゆかなければならないと言わざるをえません。

したがって、公的資格者団体への登録・強制入会には十分合理的な理由があるのであって、その合理性を検討する余地はないのではないかとさえ考えられます。

2. 会則で報酬規定や広告規制を定めることについて

論点の説明では、「公正有効な競争を妨げる」ことがあってはならないことを指摘しています

が、規制を撤廃することによって不正な競争が助長されかねないことの弊害も十分議論を尽くしていただきたいと思います。

報酬規定については、強制加入団体が報酬規定を定めると独占的な価格協定として高額な価格を維持することとなり国民に不利益になるというのが、規制緩和委員会の批判の視点でありましょう。しかし、専門資格に関する業務執行は内容が特殊であるために国民には判別しにくいという問題があります。そのため、標準的な業務に対する標準的な価格を明示しておいた方が、その専門的なサービスを受けようとする利用者（国民）にとって分かりやすいものとなるはずです。

広告規制についても、公正な自由競争による利用者による利益にかなうよう、それぞれの資格者がその使命と職責を果たしてゆく目的に限った情報の広告は何ら規制する必要がないと考えられます。しかし、信じた利用者が損をするかどうかは自己責任ですというわけにはゆきませんから、利用者によって評価が異なるような事項を内容とする広告は会則によって当然規制されなければなりません。広告規制を資格者団体が撤廃してしまい、広告の文言を信頼した利用者が不測の不利益を受けるといふことがあるようではその公的資格の公的性質はもはや保持されていけないとさえ言えましょう。

平成 10 年 12 月 14 日

青年法律家協会弁護士・学者合同部会

議長 池本誠司

東京都千代田区三崎町 3-10-15-503

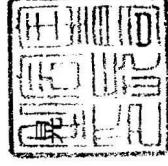
電話 03-3234-6047

全国青年司法書士協議会

会長 水谷英二 職務代行者 副会長 小儀

東京都豊島区南池袋 2-8-5-703

電話 03-5951-3147



全国青年税理士連盟

会長 麻木義弘

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12-303

電話 03-3354-4162

19.12.15
12-15
印

郵便物配達証明書

受取人の氏名	総務庁行政管理局様 行政改革推進本部 規制緩和推進会議事務局
引受番号	120-K0-24754-2号
上記の郵便物は、	19.12.15 年 月 日
配達したのでこれを証明します。	
東京都	印
00-8799 東京中央	10.12.15 12-15 印
郵便局	

コ07370